

写

26 経営第3135号

平成27年3月18日

各都道府県知事 殿

農林水産省経営局長

「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」の一部改正について

「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知）の一部を改正したので、御了知の上、今後の業務執行に活用されたい。

新 旧 対 照 表

| 改 正 | 現 行 |
|--|--|
| <p>I～III (略)</p> <p>IV 農事組合法人の監督上の評価項目</p> <p><u>IV-1 意義</u> (略)</p> <p><u>IV-2 主な着眼点</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法令違反の農事組合法人の指導監督に関する着眼点 一部の農事組合法人において、設立の届出を怠っている事例や農業以外の事業を定款に定めている事例など、法令に違反している事例が見受けられるところである。 農事組合法人制度は、農地法第2条第7項に規定する農業生産法人の形態として農業施策の一翼を担う重要な制度であり、その運用が適正に行われる必要があることから、法令違反の農事組合法人の指導監督に当たっては、特に以下の着眼点に留意するものとする。 また、法令違反については罰則（法定外事業の実施（法第101条第1項第1号）、設立又は解散の届出義務違反（法第101条第1項第2号の2）等の適用もあることから、農事組合法人が法を遵守するよう指導するものとする。 この際、特に②、⑤及び⑥に該当する法人であって、今後も事業を継続することを希望する法人については、株式会社へ組織変更するよう促すものとする。 なお、⑤に該当する法人については、農民たる組合員が3人未満になった日から引き続き6ヶ月間その農民たる組合員が3人以上にならなかった場合には、その6ヶ月を経過した日に法定解散となることに留意する必要がある。 ① 法第72条の16第4項に規定されている設立の届出が設立後2週間以内にされているか。 ② 法第72条の8に規定のない事業（福祉事業、組合員以外から資材の</p> | <p>I～III (略)</p> <p>IV 農事組合法人の監督上の評価項目</p> <p><u>IV-1 意義</u> (略)</p> <p><u>IV-2 主な着眼点</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法令違反の農事組合法人の指導監督に関する着眼点 一部の農事組合法人において、設立の届出を怠っている事例や農業以外の事業を定款に定めている事例など、法令に違反している事例が見受けられるところである。 農事組合法人制度は、農地法第2条第7項に規定する農業生産法人の形態として農業施策の一翼を担う重要な制度であり、その運用が適正に行われる必要があることから、法令違反の農事組合法人の指導監督に当たっては、特に以下の着眼点に留意するものとする。 また、法令違反については罰則（法定外事業の実施（法第101条第1項第1号）、設立又は解散の届出義務違反（法第101条第1項第2号の2）等の適用もあることから、農事組合法人が法を遵守するよう指導するものとする。 この際、特に②、⑤及び⑥に該当する法人であって、今後も事業を継続することを希望する法人については、株式会社へ組織変更するよう促すものとする。 なお、⑤に該当する法人については、農民たる組合員が3人未満になった日から引き続き6ヶ月間その農民たる組合員が3人以上にならなかった場合には、その6ヶ月を経過した日に法定解散となることに留意する必要がある。 ① 法第72条の16第4項に規定されている設立の届出が設立後2週間以内にされているか。 ② 法第72条の8に規定のない事業（福祉事業、組合員以外から資材の</p> |

提供を受ける堆肥の製造（廃棄物処理）などを営んでいないか。

③ 法第72条の16第1項の規定に反して農民以外の者が発起人となっていないか。

④ 実際の払込済出資金総額より登記事項証明書に記載されている払込済出資金の総額が多額となっていないか。

⑤ 農民たる組合員が3人未満となっていないか。

⑥ 法第72条の9に規定されている常時従事者制限について、農業経営を行う法人に常時従事する組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外の数は、3分の2を超えていないか。

〔注〕農業に関連する事業を行う農事組合法人が、②に該当する事業を営んでいないかどうかを判断するに当たっては、農事組合法人は、自らが行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行うことができる（法第72条の8第1項第2号）とされており、その範囲内であれば、例えば、自ら生産する農畜産物だけでなく他者から購入した農畜産物を原料又は材料として使用する農家レストランを行うことができることに留意する。

(3) (4) (略)

別添1 連絡文書集

以下は、組合等の監督行政を行う担当官として了知しておくことが必要と考えられるものである。

それぞれの文書の性格は区々であるが、その趣旨・目的は各文書に記されているとおりでである。

(局長通知)

1. ～3. (略)

4. 大規模農業者と連携した農業協同組合の共同利用施設の有効活用について（平成27年1月28日付け26経営第2771号農林水産省経営局長通知）

別添2・別添3 (略)

提供を受ける堆肥の製造（廃棄物処理）などを営んでいないか。
③ 法第72条の16第1項の規定に反して農民以外の者が発起人となっていないか。

④ 実際の払込済出資金総額より登記事項証明書に記載されている払込済出資金の総額が多額となっていないか。

⑤ 農民たる組合員が3人未満となっていないか。

⑥ 法第72条の9に規定されている常時従事者制限について、農業経営を行う法人に常時従事する組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外の数は、3分の2を超えていないか。

〔新設〕

(3) (4) (略)

別添1 連絡文書集

以下は、組合等の監督行政を行う担当官として了知しておくことが必要と考えられるものである。

それぞれの文書の性格は区々であるが、その趣旨・目的は各文書に記されているとおりでである。

(局長通知)

1. ～3. (略)

4. 〔新設〕

別添2・別添3 (略)

IV-2 別紙定款例（農事組合法人定款例）

制定 平成14年3月1日
改正 平成15年3月31日
平成18年7月20日
平成18年12月18日
平成19年1月25日
平成23年2月28日
平成25年5月15日
平成27年3月3日

(略)

農事組合法人定款例（出資制の場合）

第1章・第2章 (略)
第3章 組合員
(組合員の資格)

第8条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることができる。

(1)～(3) (略)

(4) この組合に農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地中間管理機構

(5)・(6) (略)

2・3 (略)

IV-2 別紙定款例（農事組合法人定款例）

制定 平成14年3月1日
改正 平成15年3月31日
平成18年7月20日
平成18年12月18日
平成19年1月25日
平成23年2月28日
平成25年5月15日
〔追加〕

(略)

農事組合法人定款例（出資制の場合）

第1章・第2章 (略)
第3章 組合員
(組合員の資格)

第8条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることができる。

(1)～(3) (略)

(4) この組合に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地保有合理化法人

(5)・(6) (略)

2・3 (略)